

令和2年度 税制改正に関する要望

令和元年6月18日

一般社団法人 全国建設業協会

令和 2 年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 31 年度当初予算では、7 年連続の増額となり、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の関連事業費も盛り込まれ、前年度を大きく上回る公共事業関係費が確保される形となりました。

しかし、一方では地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

また、建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。平成 30 年度は西日本豪雨を始め、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など全国各地で大規模な自然災害が相次ぎ、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・ 租税特別措置等の創設・延長・改善要望等
- ・ 運用、手続き等の改善要望等

につき、令和 2 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設	1
2. 工事契約に係る印紙税の撤廃	1
3. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ	2
4. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長	2
5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長	3
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長	3
7. 地方拠点強化税制の延長等	3

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外	4
---	---

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設

我が国の生産年齢人口が減少していく中、建設業における担い手の確保・育成や、生産性向上への取組みは、政府が推し進める「働き方改革」という、大きな流れとも相まって、地域建設業に対して大転換を迫るものとなっている。

地域の中小建設企業においても、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応等を担う社会的使命を将来に亘って果たしていくために、取組みを進めているところではあるが、依然として余裕のある経営状況ではない。

そのため、担い手確保・育成に取り組む中小建設企業等を支援するため、技術研修や女性活躍推進の現場環境改善等に要した費用について税額控除等の税制上の優遇措置の創設をしていただきたい。

2. 工事契約に係る印紙税の撤廃

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっているため、廃止していただきたい。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

消費税の引き上げも予定されており、課税の公平性・中立性の観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をしていただきたい。やむを得ない場合は、軽減措置の拡大又は軽減措置の延長をしていただきたい。

3. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ

昨今、建設業界では人手不足を補うために生産性の向上を目的としてIT機器等の導入及び利活用が積極的に図られている。また、国土交通省の施策である建設キャリアアップシステムの本格運用が平成31年度から開始されたことから現場毎にIT機器等の設置が不可欠となった。

IT機器等は、その取得価額の全額が損金算入できる限度額の10万円を超えることも多いため、実態に即して取得価額の全額が損金算入できる減価償却資産の限度額を10万円未満から30万円未満まで引上げることがを要望する。また、取得価額の全額が損金算入可能な減価償却資産の限度額(10万円未満)の引上げが難しい場合においても、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長及び年間上限額の引上げを要望する。

4. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長

中小法人は大法人に比べ販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費となっている。なお、建設産業においては、近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるものの、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費と認定される場合が少なくない。

このため、飲食のために支出する費用の50%の損金算入もしくは中小企業者等が支出する800万円までの定額控除限度額までの交際費についての損金算入のいずれかを選択適用できる特例措置を延長していただきたい。

5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長

中小企業者等は経営基盤が脆弱であるため、当該特例措置は業績の低迷時における企業経営の下支えとなっている。また、中小企業の経営力は大企業と比較し質量ともに不足し、好不況に左右されるため、年度における欠損を解消することにより経営を軌道に乗せ、事業の継続を図るためには一定程度のセーフティネットが不可欠である。

これらの事由により、欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置を延長していただきたい。

6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長

住宅取得の活性化は、都市部・地方部を問わず内需の拡大に繋がる。また、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて良質な住宅の建設を促進するため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を延長していただきたい。また、住宅建設・売買に伴う登録免許税に関する軽減措置も併せて延長していただきたい。

7. 地方拠点強化税制の延長等

建設業界において担い手確保・育成は喫緊の課題であるが、地域の中小建設企業は依然として余裕のある経営状況ではないことから、課題に積極的に取り組めるよう地方拠点強化税制の延長していただきたい。

また、適用要件緩和等の制度拡充を併せて要望する。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。特に、設置期間が2年以内の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。